

経 済 産 業 省

20120919商 局 第 14号

平成 2 4 年 9 月 1 9 日

改正 20140117商 局 第 1号

平成 2 6 年 1 月 2 4 日

改正 20240705保 局 第 1号

令 和 6 年 8 月 8 日

発電所の環境影響評価に係る環境審査要領

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官

本要領は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第2条第2項に規定する第一種事業（同項第1号ホに該当するものに限る。）及び同法第3条の10第2項の規定により第一種事業を実施しようとする者とみなされる者が実施しようとする同法第2条第3項に規定する第二種事業（同条第2項第1号ホに該当するものに限る。）（以下「第一種事業等」と総称する。）に関する同法第3条の6の規定に基づく計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）の審査、電気事業法（昭和39年法律第170号）第46条の4に規定する特定対象事業（以下「対象発電所事業」という。）に関する同法第46条の8の規定に基づく環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）の審査、同法第46条の14の規定に基づく環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）の審査及び同法第46条の17の規定に基づく環境影響評価書（以下「評価書」という。）の審査並びに環境影響評価に際し必要な技術手法等の検討（以下「環境審査」と総称する。）を行うに当たり、下記のとおり実施方法等を定める。

記

1. 環境審査の実施方法

（1） 第一種事業等に関する配慮書の審査については、次の方法によるものとする。

- ① 第一種事業等の配慮書事業特性及び配慮書地域特性並びに他の発電所の実績等を踏まえ、環境の保全についての観点から、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及

び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成10年通商産業省令第54号。以下「発電所アセス省令」という。）の規定に照らし、配慮書の審査を行うものとする。

- ② 配慮書の審査においては、必要に応じ2.に定める環境審査顧問会の意見を聴くものとする。
 - ③ 配慮書の審査においては、必要に応じ現地調査を行うものとする。現地調査に際しては必要に応じ環境審査顧問及び調査委員（以下「顧問等」という。）を同行し、専門的見地からの意見を聴くものとする。
 - ④ 配慮書の審査に際して、発電所アセス省令に定める事項に対する適合性に関する行政庁審査及び環境審査顧問会における質問事項への回答等に当たり、環境影響評価法第2条第5項に規定する事業者（以下「事業者」という。）から提出される補足説明資料（以下「配慮書補足説明資料」という。）も当該審査の対象とする。
- （2）対象発電所事業に関する方法書の審査については、次の方法によるものとする。
- ① 対象発電所事業の特定対象事業特性及び特定対象地域特性並びに他の発電所の実績等を踏まえ、環境の保全についての適正な配慮がなされているかどうかの観点から、発電所アセス省令の規定及び別に定める指針に照らし、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の審査を行うものとする。
 - ② 方法書の審査においては、必要に応じ環境審査顧問会の意見を聴くものとする。
 - ③ 方法書の審査においては、必要に応じ現地調査を行うものとする。現地調査に際しては必要に応じ顧問等を同行し、専門的見地からの意見を聴くものとする。
 - ④ 方法書の審査に際して、発電所アセス省令に定める事項に対する適合性に関する行政庁審査及び環境審査顧問会における質問事項への回答等に当たり、事業者から提出される補足説明資料（以下「方法書補足説明資料」という。）も当該審査の対象とする。
- （3）対象発電所事業に関する準備書の審査については、次の方法によるものとする。
- ① 対象発電所事業の特定対象事業特性及び特定対象地域特性並びに他の発電所の実績等を踏まえ、環境の保全についての適正な配慮がなされているかどうかの観点から、発電所アセス省令の規定及び別に定める指針に照らし、準備書の審査を行うものとする。
 - ② 準備書の審査においては、環境審査顧問会の意見を聴くものとする。
 - ③ 準備書の審査においては、必要に応じ現地調査を行うものとする。現地調査に際しては必要に応じ顧問等を同行し、専門的見地からの意見を聴くものとする。
 - ④ 準備書の審査に際して、発電所アセス省令に定める事項に対する適合性に関する行政庁審査及び環境審査顧問会における質問事項への回答等に当たり、事業者

から提出される補足説明資料（以下「準備書補足説明資料」という。）も当該審査の対象とする。

（４）対象発電所事業に関する評価書の審査については、次の方法によるものとする。

① 対象発電所事業の特定対象事業特性及び特定対象地域特性並びに他の発電所の実績等を踏まえ、環境の保全についての適正な配慮がなされているかどうかの観点から、発電所アセス省令の規定及び別に定める指針に照らし、評価書の審査を行うものとする。

② 評価書の審査においては、特に必要と認められる事項について、環境審査顧問会の意見を聴くものとする。

③ 評価書の審査に際して、発電所アセス省令に定める事項に対する適合性に関する行政庁審査及び環境審査顧問会における質問事項への回答等に当たり、事業者から提出される補足説明資料も当該審査の対象とする。

（５）（１）から（４）までに定めるもののほか、環境影響評価に際し必要な技術手法等の検討に当たっては、必要に応じ環境審査顧問会の意見を聴くものとする。

２．環境審査顧問会

（１）環境審査顧問は、環境審査に際し、環境保全上の専門的見地から意見を述べる。

（２）環境審査顧問会は、環境審査顧問３０名以内で組織する。

（３）環境審査顧問会に、調査委員を置くことができる。

（４）調査委員は、環境審査顧問を助けて、環境保全上必要な事項を調査する。

（５）顧問等は、大気環境、水環境、動植物その他の専門分野に関する学識経験のある者のうちから、大臣官房技術総括・保安審議官が委嘱する。

（６）顧問等の任期は、２年とする。

（７）顧問等は、再任されることができる。

（８）顧問等は、非常勤とする。

（９）環境審査顧問会に会長を置き、環境審査顧問のうちから互選する。

（１０）会長は、会務を総理する。

（１１）環境審査顧問会の庶務は、産業保安・安全グループ電力安全課が行う。

（１２）その他環境審査顧問会の運営に関し必要な事項は、会長が環境審査顧問会に諮って定める。

３．その他

（１）本要領は令和６年８月８日から施行する。